

○低公害車普及促進等対策費補助金に関する運用方針

平成20年 3月19日 国自総第489号
国自貨第202号

一部改正

平成20年 7月14日 国自総第174号
国自貨第 56号

一部改正

平成20年10月28日 国自総第314号
国自旅第239号
国自貨第 98号

この運用方針は、低公害車普及促進等対策費補助金交付要綱（平成20年3月19日付け国自総第485号、国自貨第201号及び平成20年10月28日付け国自総第313号、国自旅第238号、国自貨第97号。以下「交付要綱」という。）に定める低公害車普及促進等対策費補助金の交付について、必要な事項を定める。

1. 用語

この運用方針において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 協調補助対象の認定（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条の協調補助対象として地方公共団体に準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

3. 協調補助対象（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条において地方公共団体に準ずるものは、地域の自動車環境対策に取り組む民法第34条の規定により設立された公益法人その他営利を目的としない者であり、かつ、その実施する補助金の交付事業が適切な計画を有するものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 社団法人日本バス協会及び各都道府県バス協会
- (2) 社団法人全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会
- (3) 社団法人全国通運連盟
- (4) 財団法人東京都交通局協力会
- (5) 社団法人全国乗用自動車連合会、社団法人全国個人タクシー協会、各都道府県法人タクシー協会及び各都道府県個人タクシー協会

4. 低燃費LPGタクシーの導入事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等（交付要綱第5条第3項関係）

低燃費LPGタクシーの導入事業における補助金の交付予定枠の申込み及び交付予定枠の内定通知については、様式1によるものとする。

5. CNG車試行運行実験に係る交付申請（交付要綱第5条第4項関係）

CNG車試行運行実験に係る交付の申請については、事業計画に記載されている事業開始日より原則30日以前に提出するものとする。

6. 補助対象事業者（交付要綱第5条第8項関係）

交付要綱第5条第8項のグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
- (2) 社団法人全日本トラック協会による貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定
- (3) 国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO14001認証制度に基づく認証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等

7. 補助対象事業の軽微な変更（交付要綱第8条第1項関係）

交付要綱第8条第1項の軽微な変更については、次のとおりとする。

- (1) 低公害車の導入台数に変更がなく、かつ、次の①～②のいずれかに該当する場合
 - ① 交付決定額に変更を生じない場合
 - ② 補助対象経費の減少に伴い補助金の額が交付決定額を下回る場合であって、減少後の補助金の額と交付決定額との差が20%以内である場合
- (2) 低公害車の導入台数が減少する場合であって、引き続き交付要綱第5条第5項に規定する最低導入台数要件を満たし、かつ、減少後の補助金の額と交付決定額との差が20%以内である場合

8. 財産処分制限期間（交付要綱第15条第2項関係）

交付要綱第15条第2項の別に定める期間は、取得した財産の別ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) CNGバス、優良ハイブリッドバス及び低燃費バス（以下「低公害バス」という。）
：5年
- (2) CNGトラック、優良ハイブリッドトラック及び低燃費トラック（以下「低公害トラック」という。）：4年（最大積載量が2トン以下の場合にあつては、3年）
- (3) 低燃費LPGタクシー：3年
- (4) (1)～(3)に該当しない財産の財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数とする。

9. 提出書類の簡素化（交付要綱第17条関係）

交付要綱第17条の書類の提出部数4部（正本1部、副本3部）のうち、副本3部については、正本の写し（コピー）を認めることとする。

10. 添付書類（第1号様式（第5条第1項関係）等関係）

交付要綱第1号様式及び第2号様式の注記のその他に該当する者の添付書類の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 単年度に2回以上の申請を行う者にあつては、2回目以降の申請においては添付書類に変更がない場合には省略することができるものとする。
- (2) 申請者が個人の場合、注記に規定する書類に代え、住民票及び確定申告書等（確定申告を要しない者にあつては所得証明書等）の写しを添付することとする。

11. 低公害バスの導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表1関係）

(1) 交付要綱別表1において一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

- ① 道路運送法第21条の許可を受け、路線及び時刻を定めて低公害バスによる乗合旅客運送を行う場合の一般貸切旅客自動車運送事業者
- ② 道路運送法第78条第2号の規定による旅客の運送を行うものとして、又は同条第3号の許可（乗合旅客運送を実施するための許可に限る。）を受け、路線及び時刻を定めて低公害バスによる乗合旅客運送を行う者
- ③ 概ね路線及び時刻を定めて低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の一般貸切旅客自動車運送事業者又は特定旅客自動車運送事業者

(2) 交付要綱別表1において自動車リース事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

- ① 路線及び時刻を定めて低公害バスによる乗合旅客運送を一般乗合旅客自動車運送事業者等に委託して行う場合において、当該一般乗合旅客自動車運送事業者等に自らが所有する低公害バスを貸与する地方公共団体
- ② 概ね路線及び時刻を定めて低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を一般貸切旅客運送事業者又は特定旅客運送事業者に委託して行う場合において、当該一般貸切旅客運送事業者又は特定旅客運送事業者に自らが所有する低公害バスを貸与する学校又は企業等
- ③ 乗合バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者に、自らが所有する低公害バスを貸与する者

12. 低燃費LPGタクシーの導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表1関係）

(1) 交付要綱別表1の補助対象事業者のうち自動車リース事業者については、低燃費

LPGタクシーの導入事業において補助対象事業者としない。

- (2) 交付要綱別表1において一般乗用旅客自動車運送事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。
一般乗用旅客自動車運送事業者から構成される中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合

13. 低公害トラックの導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表1関係）

交付要綱別表1において一般貨物自動車運送事業者に準ずるものとして 国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
(2) 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

14. 低公害車の導入事業に係る補助対象事業者の認定（交付要綱別表1関係）

前3項に規定される補助対象事業者を除き、交付要綱別表1における低公害車の導入事業に係る補助対象事業者として一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

15. 低公害バスの導入事業における通常車両価格等（交付要綱別表1関係）

- (1) 交付要綱別表1のCNGバス、優良ハイブリッドバス及び低燃費バスの導入事業における通常車両価格は、車両の長さごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

7m未満 : CNG車への改造費の1/2とする。

7m以上9m未満 : 1,790万円を通常車両価格とする。

9m以上 : 2,220万円を通常車両価格とする。

なお、補助対象経費としては、低公害以外に係るオプションは対象外。

- (2) 交付要綱別表1の使用過程にあるディーゼル車のCNGバスへの改造事業における改造に要する経費には、改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。

16. 低燃費LPGタクシーの導入事業における補助対象経費及び通常車両価格等（交付要綱別表1関係）

- (1) 交付要綱別表1の低燃費LPGタクシーの導入事業における補助対象経費については、車両本体価格のうちアイドリングストップ装置の分に相当する価格（財団法

人省エネルギーセンターの自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業費補助金（アイドリングストップ自動車導入促進事業）業務細則の別表2に規定する価格差50,000円）を除外したものとする。

- (2) 交付要綱別表1の低燃費LPGタクシーの導入事業における通常車両価格は、別表1のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、別表1に掲げる金額に1.05を乗じた金額とする。

17. 低公害トラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額等（交付要綱別表1関係）

- (1) 交付要綱別表1のCNGトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額及び使用過程にあるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における改造に要する経費（改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。）は、ベースとなる車両の最大積載量ごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(イ) 軽自動車： 64万円

(ロ) 車両総重量が2.5トン以下の場合104万円

(ハ) 車両総重量が2.5トン超3.5トン以下の場合：185万円

(ニ) 車両総重量が3.5トン超の場合

最大積載量4トン未満：98万円

最大積載量4トン以上：320万円

- (2) 交付要綱別表1の優良ハイブリッドトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、ベースとなる車両の最大積載量ごとに次のとおりとする。ただし、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

4トン未満：98万円

4トン以上：275万円

- (3) 交付要綱別表1の低燃費トラックの導入事業における補助経費と通常車両価格との差額は、別表2のとおりとする。ただし、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

18. CNG車試行運行実験事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表2関係）

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずる者

交付要綱別表2において一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事

業者に準ずる者として国土交通大臣が認定した者は次のとおりとする。

- ① 道路運送法第78条第2号の規定による旅客の運送を行うものとして、又は同条第3号の許可（乗合旅客運送を実施するための許可に限る。）を受け、路線及び時刻を定めて低公害バスによる乗合旅客運送を行う者
- ② 概ね路線及び時刻を定めて低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者
- ③ 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- ④ 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

(2) CNG車試行運行実験事業に係る補助対象事業者の認定

前号に規定される補助対象事業者を除き、交付要綱別表2におけるCNG車試行運行実験事業に係る補助対象事業者として一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行うものとする。

(3) CNG車普及促進に資する調査、啓発活動、協議会の運営

交付要綱別表2におけるCNG車試行運行実験事業に係る補助対象事業者として地方公共団体及びCNG車普及促進モデル事業実施要領（平成20年3月19日 国自総第491号、国自貨第203号）に基づきモデル地域の指定に向けた協議会（以下、「協議会」という。）の認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととして、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行うものとする。

なお、協議会については協議会規約の制定、事務所を設置すること等を必要とする。（協議会のモデル規約は別添参照。また、事務所については市町村の担当部署でも可。）

(4) 事業計画

交付要綱別表2備考第3項第2号における事業計画の記載項目の例示は以下のとおり。

- ① 実験事業の構成メンバー
- ② 実験事業のスケジュール
- ③ CNGトラック及びバスをリースする事業者名、事業所名
- ④ 事業所毎のCNGトラック及びバスのリース台数、リース時期
- ⑤ 調査実施主体、調査内容及び調査実施時期
- ⑥ CNG車普及促進の啓発活動の内容及び実施時期
- ⑦ 協議会のこれまでの活動状況及び今後の予定

19. 中小トラック事業者構造改善実証実験事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表3関係）

- (1) 交付要綱別表3において一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして国土交通大臣が認定した者は、貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者とする。

- (2) 社会保険等に未加入であるトラック事業者は、補助対象事業者となることができない。社会保険等への加入の状況については、新規適用届（健康保険・厚生年金保険）の写し及び保健関係成立届（労働保険・雇用保険）の写しを交付申請書に添付させることにより、確認するものとする。

20. 中小トラック事業者構造改善実証実験事業において策定すべき計画（交付要綱別表3関係）

交付要綱別表第3に掲げる燃料消費量のおおむね5%以上削減を目指す計画に係る記載項目の例示は以下のとおり。

- ① 事業者名及び代表者の氏名
- ② 事業の総費用に占める燃料費割合
- ③ 車両保有台数
- ④ 燃料消費量の削減の方法及び削減量

21. 荷主等とのパートナーシップによる構造改善実証実験事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表4関係）

交付要綱別表4において一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして国土交通大臣が認定した者は、貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者とする。

22. 補助金の額（交付要綱別表1、別表2、別表3及び別表4関係）

補助金の額については、予算の執行状況に応じて、額の上限の範囲内において決定するものとする。

23. 交付対象事業の制限

(1) 低公害車の導入事業

低公害車の導入事業に係る補助金は、低公害車の導入に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

(2) CNG車試行運行実験事業

CNG車試行運行実験事業に係る補助金は、低公害車のリース、低公害車の普及に資する調査、啓発活動、協議会の運営に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

(3) 中小トラック事業者構造改善実証実験事業

中小トラック事業者構造改善実証実験事業に係る補助金は、省エネ機器・低公害車の導入、省エネ運行に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

(4) 荷主等とのパートナーシップによる構造改善実証実験事業

荷主等とのパートナーシップによる構造改善実証実験事業に係る補助金は、荷主等との連携に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

む。)を受けた事業には、交付しないものとする。

附 則

1. この運用方針は、平成20年度の補助金から適用する。
2. 低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針（平成19年3月30日付け国自総第566号、国自貨第158号）は、廃止する。ただし、平成19年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成20年10月28日一部改正）

1. この運用方針は、平成20年10月28日から適用する。

別表1

低燃費LPGタクシーの導入事業における通常車両価格	
型 式 番 号	通常車両価格
DBA-TSS10H-CEPJC	253万円
DBA-TSS10-CEPFC(Q)	239万円
DBA-TSS10-CEPFC	224万円
DBA-TSS10-AEPDC	196万円
DBA-TSS10-AEPDC(A)	190万円
DBA-TSS10-AEPRC	174万円
DBA-TSS11-BEPFC	186万円
DBA-TSS11-BEPRC(X)	161万円
DBA-TSS11-BEPRC	153万円
DBA-TSS11-BEMRC(X)	154万円
DBA-TSS11-BEMRC	146万円

別表 2

低燃費トラックの導入事業における補助経費と通常車両価格との差額		
型式番号（上3桁）	最大積載量	差 額
BKG PKG	4トン以上8トン未満	20万円
BKG PKG	8トン以上	40万円